

鈴鹿市告示第 4 9 号

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施要綱（平成 9 年鈴鹿市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童又は母子を一時的に養育し、又は保護すること（以下「ステイ」という。）により、児童及び母子並びにそれらの家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 （事業の実施） 第 2 条 市長は、児童及び母子（以下「児童等」という。）に対し適切な処遇が確保される児童福祉施設又は里親（以下「実施施設等」という。）に、ステイを委託して実施するものとする。	（目的） 第 1 条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等<u>の社会的な事由や仕事の事由によって、</u>家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童又は母子を<u>児童福祉施設において</u>一時的に養育し、又は保護すること（以下「ステイ」という。）により、児童及び母子並びにそれらの家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 （事業の実施） 第 2 条 市長は、児童及び母子（以下「児童等」という。）に対し適切な処遇が確保される施設（以下「<u>実施施設</u>」という。）に、ステイを委託して実施するものとする。

とする。

2 前項の里親は、三重県知事が作成する養育里親名簿に登録されている者であって、市長が適当と認めたものに限るものとする。

(ステイの内容)

第4条 ステイの内容は、次の各号に掲げるステイの種類に応じ、当該各号に定めとおりとする。

(1) ショートステイ 実施施設等に短期間滞在することによる一時的な養育又は保護

(2) トワイライトステイ 実施施設に通所することによる生活指導、食事の提供等

(ステイの要件)

第5条 ショートステイは、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めたときに利用することができるものとする。

(1) 次のいずれかに掲げる事由により児童を養育することが一時的に困難となった場合

ア～エ 略

(2) 略

2 略

(手続等)

第7条 略

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、その適否について審査し、適当と認

(ステイの種類及び内容)

第4条 ステイの種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) ショートステイ 実施施設に短期間滞在させ、一時的に養育し、又は保護するものである。

(2) トワイライトステイ 実施施設に通所させ、生活指導、食事の提供等を行うものである。

(ステイの要件)

第5条 ショートステイは、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めたときに利用することができるものとする。

(1) 次の各号のいずれかに掲げる事由により児童を養育することが一時的に困難となった場合

ア～エ 略

(2) 略

2 略

(手続等)

第7条 略

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その適否について審査し、適当

めた者について<u>ステイ</u>の実施を決定し、<u>当該者に対し鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。</u> <u>3 市長は、前項の規定によりステイの実施を決定した場合には、実施施設等に対し、鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施依頼書（第3号様式）によりステイの実施を依頼するものとする。</u> （費用） 第9条 市は、ステイを実施するために必要な経費又はその委託に要する経費を<u>実施施設等</u>に支弁するものとする。 2 経費の支払を受けようとする<u>実施施設等</u>は、鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業費用請求書（第4号様式）を提出しなければならない。 3・4 略 <u>（保険）</u> <u>第10条 市長は、里親が実施するステイを利用する児童の行為により生じた損害を補償するため、必要な保険に加入するものとする。</u> <u>第11条</u> 略 別表（第9条関係） 略	と認めた者について、<u>ステイ</u>の実施を決定し、<u>申請者に鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業利用決定通知書（第2号様式）により通知し、実施施設に鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施依頼書（第3号様式）により依頼する。</u> （費用） 第9条 市は、ステイを実施するために必要な経費又はその委託に要する経費を<u>実施施設</u>に支弁するものとする。 2 経費の支払を受けようとする<u>実施施設の長</u>は、鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業費用請求書（第4号様式）を提出しなければならない。 3・4 略 <u>第10条</u> 略 別表（<u>第10条関係</u>） 略
---	--

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業利用決定通知書

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました「鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業」の利用については、鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 利用対象者氏名^{ふりがな} (男・女)
- 2 生年月日 年 月 日 (満 歳)
- 3 住所
- 4 ステイの種類
- 5 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 入所施設等
- 7 利用者負担金 1日につき 円

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施依頼書

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

下記の者について、鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実施要綱第7条第3項の規定に基づき子育て支援ショートステイ事業の実施を依頼します。

記

- 1 利用対象者氏名^{ふりがな} (男・女)
- 2 生年月日 年 月 日 (満 歳)
- 3 住所
- 4 ステイの種類
- 5 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 利用者負担金 1日につき 円
- 7 鈴鹿市支弁額 1日につき 円
- 8 一時的に養育できない理由

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 9 条関係）

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業費用請求書

請	求	書
金	円也	
子育て支援ショートステイ事業にかかる費用 月分として子育て支援ショートステイ事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、上記のとおり請求します。		
年 月 日		
住所		
施設（里親）名		
(宛先)		

鈴鹿市子育て支援ショートステイ事業実績報告書

氏 名	入 所 日 数	日 額	計	ステイの種類
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
合 計		_____	円	_____

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。